

## 27. トルコ（非 EU 加盟国）

トルコと EU は 1996 年より関税同盟の発効、そして 2005 年に EU 加盟交渉をはじめており、EU 基準との調和を進め、諸制度も EU 基準に準拠し始めている。

2004 年より CE マーキングの導入も始まり、EU との運用が異なる面もあるが、導入初期の混乱からは、通関は輸入者側が税関の運用に合わせざるを得ない状況で、その対応にもある程度慣れ落ち着きを見せている。

その中で、EU の環境規制である RoHS 規則は 2008 年 5 月 30 日付官報 26891 号で公示され、2009 年 6 月 1 日より効力を発している。

### (1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

#### ① 国内法と EU 指令との比較

##### a. WEEE

未発効。

2009 年 5 月に上記 RoHS 規制の発効に合わせ、対応を確認した時点では、環境森林省によると 2009 年末には WEEE 規制の発効を進めるとのコメントであったが、09 年 12 月末に同省へ再度確認を行ったところ、2010 年の第 4 四半期（10～12 月）に発効を考えたいとの同省のコメントがあった。

##### b. RoHS

本規則の所管官庁である環境森林省及び通関を所管する外国貿易庁に確認したところ、EU では既に 2003 年 2 月より同規則が施行実施されているが、トルコ向け製品も EU と同様の対策がされていれば基本的に問題はなく輸入、流通できる。また医療機器などは EU の同規則と同様に対象外となっている。

手続き上異なる点は、①同規則の 7 条 d に謳われている「この製品は電気・電子機器における特定危険物質の使用制限に関する規則に適合している製品である」旨トルコ語で明記する必要があること。その記載場所、フォーム等は規定がない。また、②同規則の付属書 3（官報、EK-3、UYGUNLUK BEYAN FORMU）にフォームが提示されているが、同規則の対象商品を輸入・販売する際にはこの付属書 3 の「適合宣言書」を環境森林省へ毎年 2 月末までに提出することと規定されている。同宣言書は既に前年提出していても毎年更新し提出する必要がある。この 2 点のうち、特に①に関して記載場所やフォームなどに明確な指定がないこともあり、対応する輸入者やメーカーにとっては非常に判断のしづら

いものとなっている。また、業界筋によると、日本企業の関心事も①の7条 d に謳われている表記方法に最も多く集まっているとのことである。

## ② 罰則規定および違反事例

### a. RoHS 国内法違反の事例

6月発効以降、サンプル検査は実施されておらず、また、通関時の提示も求められない現状で、事例は発生していない。同規制対象品利用の消費者からのクレームが出れば対応していくというぐらいの姿勢とみられている。

## ③ RoHS 対応に対する通関時の確認

トルコにおいて、同規制の対象となるのは輸入品の生産者ではなく、輸入者である。輸入者として禁止物質不使用証明書を、以下のどちらかで取得しておくことが重要である。

- ・ 生産者が生産国の同規制検査を承認されている指定検査機関で取得する。
- ・ もしくは、本格的な輸入後、上市する前に、輸入者がサンプルを輸入し、輸入国（トルコ）で同規制検査を承認されている指定検査機関で取得する。

環境森林省によると、トルコでは通関時にも、上市の際にも、特段同証明書の提示を求められるわけではないので、現実には今後の上市後のサンプリングなど同規制の運用の進展に備えて準備しておく必要があるとのこと。通常輸入者は違反が発覚した際の罰則を気にするので、同証明書の対策は行っているとしている。

EUの同規制に対する証明書の取得方法の変更が出る可能性があるので、それに合わせる方向で調整中。

また、上市後のサンプリング等も実施時期や実施内容については、実施を進めていくのかどうかも含め未確定。

### a. 必要書類

輸入時のこの規則に関する特段の書類提出義務はない。

### b. 税関での検査、確認方法

「この製品は電気・電子機器における特定危険物質の使用制限に関する規則に適合している製品である」旨トルコ語で明記する必要があるという7条の d についても特別なチェ

ック項目ではない。

また、環境森林省によると、7条のdの明記については、機械の上でも、ラベル上でも、説明書上でも構わず、特段の明記場所の規定はない。ただし、英語での明記は不可でトルコ語とすること。

同規則（RoHS）への適合については、基本的に輸入する際に適合している旨の書類（これも形式は全く問わないとの回答。おそらく付属書3の適合宣言書で構わないとも思われる）をトルコ環境森林省のWASTE MANAGEMENT DIVISIONに提出してほしいとの回答。ただし同規則の規定では上記のとおり、適合宣言書を毎年2月末までに提出することとなっており、輸入する際とは特段定められていないので、最初の輸入時期あたりに提出するのが望ましいとの解釈と理解できる。

#### c. RoHS 対応違反時の対応

将来的には適合製品であると届けられたものは、市場に出回っているものの中からサンプリング検査を地域ごとに今後環境森林省が指定する試験所に行わせることを検討中。いつになるかは現段階で未定。